

様式第1号（第2条関係）

蜜蜂飼育届

福岡県知事 殿

飼育届を記入した日付を記入してください。

令和6年11月1日

現住所 福岡県福岡市博多区東公園7-7

氏名又は名称及び代表者氏名 福岡 太郎

通信連絡先（電話番号）092-643-3497

どちらかを○で囲んでください。

養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 新規・継続の別

新規

継続

1月1日から12月31日までの飼育群数の移動状況が分かるように順序よく飼育期間、群数及び飼育場所を記入してください。また、飼育場所は、字、地番まで記入してください。

2 飼育計画

令和7年 1月 1日現在飼育蜂群数（40）群

飼育期間	群数	飼育場所	左の土地所有者名	主な蜜源
1月1日～3月31日	40	福岡市中央区赤坂1-8-8	福岡 花子	れんげ
4月1日～6月30日	20	甘木市甘木2014-1	甘木 太郎	れんげ
4月1日～6月30日	20	北九州市八幡西区則松3-7-1	八幡 花子	れんげ
7月1日～8月31日	40	飯塚市新立岩8-1	飯塚 太郎	雑木等
9月1日～9月30日	20	筑後市和泉606-1	筑後 花子	雑木等
9月1日～9月30日	20	東京都中央区新川2-6-16	中央 太郎	雑木等
又は				
9月1日～9月30日	20	東京都	転飼許可申請書の写しを添付	
10月1日～12月31日	40	行橋市中央1-2-1	行橋 花子	越冬

3 その他

- (1) 蜜蜂の種類 ニホンミツバチ・セイヨウミツバチ
(2) 販売 する・しない

4 個人情報の取扱いに当たっては、内容について、同意を得る。

(1) 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内において利用する。

どちらかを○で囲んでください。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次のいずれかに該当する場合

・法令に基づく場合

・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

県外については、蜂場ごとにすべて記入するか、他都道府県へ提出した「転飼許可申請書の写し」を添付してください。

県外から県内に蜂群を移動して飼育する場合は、養蜂振興法第4条に基づき、「蜜蜂転飼許可申請書（様式第3号）」も併せて提出してください。

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
2 新規に飼育を始める場合や前年と異なる飼育計画の場合は、年間の飼育計画を記載した別紙1を添付すること。
3 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入（地図の添付等でも可）すること。また、土地貸与承諾書（他人が所有する土地を使用する場合に限る。）及び附近見取図を記載した別紙2を添付すること。
4 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

各月１日現在の飼育場所と群数が分かるように記入してください。飼育場所は、字、地番まで記入してください。

※昨年度と同様の飼育計画の場合は提出不要です。

別紙１

飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数											
	1/1～ 1/31	2/1～ 2/28	3/1～ 3/31	4/1～ 4/30	5/1～ 5/31	6/1～ 6/30	7/1～ 7/31	8/1～ 8/31	9/1～ 9/30	10/1～ 10/31	11/1～ 11/30	12/1～ 12/31
福岡市中央区赤坂１－８－８	４０	４０	４０									
甘木市甘木２０１４－１				２０	２０	２０						
北九州市八幡西区則松 ３－７－１				２０	２０	２０						
飯塚市新立岩８－１							４０	４０				
筑後市和泉６０６－１									２０			
東京都中央区新川 ２－６－１６									２０			
行橋市中央１－２－１										４０	４０	４０

備考 前年と同様の飼育計画の場合は、提出は不要であること。

新規の場合、前年から土地所有者が変更になった場合はご提出ください。

※昨年度と同様の飼育計画の場合は提出不要です。

別紙 2

土地貸与承諾書及び附近見取図

	土地貸与承諾書	附近見取図
1	場所 福岡市中央区赤坂 1-8-8 期間(自) 1 月 1 日 (至) 3 月 31 日 上記のとおり、蜜蜂飼育のために土地を貸与することを承諾します。 住所 福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5 氏名 東区 花子	 蜂場は赤印で示し、付近の目印となる建物・道路等を明記してください。
2	場所 甘木市甘木 2014-1 期間(自) 4 月 1 日 (至) 6 月 30 日 上記のとおり、蜜蜂飼育のために土地を貸与することを承諾します。 住所 久留米市合川町 1642-1 氏名 両筑 太郎	

- 備考 1 前年と同一の場所に飼育する場合は、提出は不要であること。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出すること。
- 2 附近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記すること。